

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

環境部環境保全課

監査期間 平成26年 2月 4日から
平成26年 2月26日まで

指摘事項	措置状況
ア 有害鳥獣駆除のための鳥獣捕獲等許可申請書に鳥獣による被害の実情が記載されていなかった。申請書の被害の実情記載欄は、許可の可否を判断する重要な事項であるため、愛知県の鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則で定められた様式に沿って、被害の実情をしっかりと確認した上で許可をされたい。	3月5日に記載されていないものについて補記しました。今後は申請書を受け付ける際に記入漏れがないか確認を行います。
イ 有害鳥獣駆除のための鳥獣捕獲許可で、1日あたりの捕獲制限が設定されている鳥獣であるにもかかわらず条件を付せず許可をしていた。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第2項で1日あたりの捕獲制限が設定されている鳥獣については、条件を付して許可をされたい。	今後は同様の申請があった場合には、条件を付して許可を行います。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。